

伊勢原市民間保育所等安全対策事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、保育所等において、子どもを安心して育てることができ
る環境整備を行うことを目的に、安全対策として睡眠中の事故防止対策に必
要な備品の購入等に対し、予算の範囲内において伊勢原市民間保育所等安全
対策事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、伊勢原
市補助金等の交付規則（昭和55年伊勢原市規則第19号。以下「規則」とい
う。）及び保育対策総合支援事業費補助金の国庫補助について（平成30年1
0月17日付け厚生労働省発子1017第5号厚生労働事務次官通知）別紙保
育対策総合支援事業費補助金交付要綱（以下「国要綱」という。）に定めるも
ののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助の対象)

第2条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、
認可保育所等設置支援事業の実施について（平成29年3月31日付け雇児
発0331第30号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）別添5保育環
境改善事業実施要綱の3の（2）の④に定める事業とする。

2 補助金の交付の対象となる施設は、市内に所在する保育所（保育所型認定
こども園を含む。）、幼保連携型認定こども園及び小規模保育施設とする。

(補助対象経費)

第3条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、
市内に所在する民間保育所等の事業者が補助対象事業を実施するために必要
な備品等の購入費又はリース料とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、国要綱別表で定める補助基準額と、補助対象経費から
寄附金その他市長が認めた収入額を控除した額とを比較して、いずれか少な
い額の4分の3の額とする。

2 前項の規定により算出した補助金の額に1,000円未満の端数があるど
きは、その端数は切り捨てるものとする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付の申請をしようとする者は、伊勢原市民間保育所等安全対策事業補助金交付申請書(第1号様式)に次に掲げる書類を添えて、事業開始日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 伊勢原市民間保育所等安全対策事業計画書(第1号様式の2)
- (2) 購入備品等の見積書の写し
- (3) 購入備品等の機能等を詳細に確認できる資料
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める書類

(交付決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があり、審査等の結果、補助金を交付すべきものと決定したときは、伊勢原市民間保育所等安全対策事業補助金交付決定通知書(第2号様式)により通知するものとする。

(変更交付の申請)

第7条 前条の規定による通知を受けた者が補助金の交付申請額を変更しようとするときは、伊勢原市民間保育所等安全対策事業補助金変更交付申請書(第3号様式)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 伊勢原市民間保育所等安全対策事業計画書
- (2) 購入備品等の見積書の写し
- (3) 購入備品等の機能等を詳細に確認できる資料
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める書類

(変更交付の決定)

第8条 市長は、前条の規定による申請があり、審査等の結果、交付する補助金額を変更すべきものと決定したときは、伊勢原市民間保育所等安全対策事業補助金変更交付決定通知書(第4号様式)により通知するものとする。

(変更の承認)

第9条 規則第6条の規定により補助金の交付決定を受けた事業の内容若しくは経費の配分の変更又は中止若しくは廃止をしようとするときは、伊勢原市民間保育所等安全対策事業補助金交付決定事業変更(中止・廃止)承認申請

書（第5号様式）に変更の理由又は中止若しくは廃止の理由等を記載し、関係資料を添付して市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の伊勢原市民間保育所等安全対策事業補助金交付決定事業変更（中止・廃止）承認申請書が提出され、審査等の結果、変更又は中止若しくは廃止すべきものと決定したときは、伊勢原市安全対策事業補助金交付決定事業変更（中止・廃止）承認決定通知書（第6号様式）により通知するものとする。

（申請の取下げのできる期間）

第10条 規則第9条第1項の規定による申請の取下げのできる期日は、第6条の規定による交付決定の通知を受けた日から10日を経過した日までとする。

（補助金の交付）

第11条 補助金は、補助対象事業が完了した後において交付するものとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、補助対象事業の完了前に補助金の全部又は一部を交付することができる。

- 2 前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、伊勢原市民間保育所等安全対策事業補助金交付請求書（第7号様式）に伊勢原市民間保育所等安全対策事業補助金交付決定通知書又は伊勢原市民間保育所等安全対策事業補助金変更交付決定通知書の写しを添えて、市長に提出しなければならない。

（実績報告）

第12条 規則第14条の規定による実績報告は、伊勢原市民間保育所等安全対策事業補助金実績報告書（第8号様式）に次に掲げる書類を添えて、補助対象事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定を受けた年度の末日が属する年の4月5日のいずれか早い日までに提出しなければならない。

- (1) 伊勢原市民間保育所等安全対策事業成果報告書（第8号様式の2）
- (2) 購入備品等の領収書又は事業者に対し対象経費の振り込みを行ったこと

を金融機関が証明した書類

(3) 納品書

(4) 購入備品等の写真

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第13条 市長は、伊勢原市民間保育所等安全対策事業補助金実績報告書が提出され、規則第15条の規定に基づいて補助金の確定を行った結果、第6条の交付決定の額又は第8条の変更交付決定の額と確定額が相違する場合は、伊勢原市民間保育所等安全対策事業補助金確定通知書（第9号様式）により通知するものとする。

(財産処分の制限)

第14条 規則第20条ただし書の規定による市長が定める期間は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が定めるところによる。

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則 (平成31年3月4日告示第19号)

この告示は、公表の日から施行する。

附 則 (令和元年11月6日告示第51号)

この告示は、公表の日から施行する。

附 則 (令和5年3月31日告示第61号)

この告示は、令和5年4月1日から施行する。